

後期高齢者医療に加入の皆さんへ

■後期高齢者医療制度について

国は後期高齢者医療制度を平成25年3月で廃止し、新たな医療制度へ移行することとしています。

現在、高齢者、関係団体、有識者で構成される「高齢者医療制度改革会議」において、具体的な検討を進めています。

■後期高齢者医療保険料について

現行制度が廃止するまでの間、高齢者のかたに不安や混乱を生じさせることのないよう、可能な限り保険料の増加を抑制するとともに、サービスマスターの維持・充実を第一に考え、

平成22年度・23年度の後期高齢者医療保険料率はこれまでと同様になります。

■保険料の軽減措置について

平成22年度の保険料の軽減措置は、平成21年度と同様に、次のとおり継続となります。

▼均等割額の軽減

世帯内の「後期高齢者医療の被保険者全員」と「世帯主」の総所得金額等の合計所得額により、均等割額が9割、8・5割、5割、2割減額となります。

▼所得割額の軽減

所得割額を負担するかたのうち、総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた後の所得が58万円以下（年金収入のみで153万円から211万円まで）のかたは、所得割額を5割軽減します。

▼被用者保険の被扶養者であったかたに対する軽減

後期高齢者医療に加入する直前までサラリーマンの夫やお子さん等に扶養されていたかたは、均等割額が9割軽減され、所得割額のご負担はありません。

■健康診査の実施について

被保険者の健康の保持増進のため、事業実施主体を広域連合とし、市町村に委託して健康診査を実施していきます。自己負担はありませんので、受診希望のかたは、健康推進課（☎01180市保健センター内）までお問い合わせください。

なお、平成22年度は、これまで健康診査の対象から除外していた生活習慣病の治療者も受診の対象となります。

■保険料の納め忘れについて

保険料を滞納すると、有効期間の短い短期被保険者証の交付や被保険者証の返還、被保険者資格証明書（医療機関などの窓口において、医療費の全額を一時的に負担）が交付される場合もありますので、改めてお手元の納付書をご確認の上、保険料の納め忘れがありましたら早急に納付してください。

問い合わせ先

▼青森県後期高齢者医療広域連合
（☎017・721・3821）

▼国保年金課長寿医療係
（☎0235111内線246）

国民年金についてのお知らせ

■国民年金の保険料の変更について
平成22年4月からの国民年金保険料は、1カ月15100円になります。保険料を納付する場合、口座振替を利用すると便利です。

■平成22年度学生納付特例申請は忘れずに
20歳以上の学生が、在学期間中の国民年金保険料を後払いできる制度です。ただし、申請は毎年必要です。

なお、毎年2月下旬までに在学予定期間を記入し、学生納付特例の承認を受けます。翌年度以降も引き続き在学予定のかたは、3月下旬に日本年金機構から送付されたはがき形式の申請書に記載するだけで、申請することができます。

手続きに必要なもの

- ▼年金手帳または納付書
- ▼在学証明書または学生証の写し（有効期限のついたもの）
- ▼代理申請の場合は、認め印と代理人の身分証明書

※平成21年度の申請をしていないかたは4月中であれば手続きすることができます。

問い合わせ先 国保年金課年金係
（☎0235111内線244）

後期高齢者医療保険料の計算式

後期高齢者医療保険料（上限50万円）

＝

均等割額（被保険者全員が納める額）
40,514円

＋

所得割額（所得に応じて納める額）
【前年の総所得金額等－33万円】×7.41%